

感染症による出席停止について

下記の疾病は学校保健安全法により、お子様の健康回復と他への感染防止のために、出席停止が指示されます。診断を受けたら医師の指示に従い、休養させてください。出席停止期間については、通常の欠席日数からは除外されます。

●学校保健安全法に定められた「学校において予防すべき感染症」

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	①インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く) ②百日咳 ③麻疹(はしか) ④流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ⑤風しん ⑥水痘(みずぼうそう) ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎	①発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで ②特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③解熱した後3日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤発しんが消失するまで ⑥すべての発しんが痂皮化するまで ⑦主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ⑨病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

●医師の診断を受け、出席停止の指示を受けたとき

- 1 指示を受けた時点で必ず学校へ連絡をしてください。(岩倉総合高校 0587-37-4141)
- 2 周囲への感染を防ぐため必ず医師の指示に従い、安静にしてください。医師から登校の許可が出ましたら、再登校する際に別紙「感染症罹患報告書」を保護者で記入のうえ、罹患を確認できるものを添付して、担任に提出してください。(従来は医療機関で「出校許可証」を記入していただくようお願いしていましたが、平成30年12月より様式を変更いたしました。)
- 3 罹患が確認できるもの
例1 薬剤情報提供書(薬の説明書)…コピーをして提出してください。
例2 医療機関で発行された治癒証明書、診断書
提出は再登校するときに原則ですが、困難な場合は後日でも結構です。
生徒氏名、受診した日付、医療機関名等が記入されたものを提出してください。
- 4 「感染症罹患報告書」は職員室・保健室にも用意してありますので、ダウンロードして印刷できない場合はお申し出ください。
- 5 御不明な点は担任または保健室までお問い合わせください。